

非継続型期日指定定期預金規定

1. 預金の預入れ等

- (1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1円以上とし当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。通帳式の場合、必ず通帳を持参してください。
- (2) 通帳式の場合、この預金は自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替月、振替日、振替金額（1万円以上とします。）、引落口座、定期預金の種類等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとします。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、本条(3)により最長お預り期限を満期日としたときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息ともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から通帳記載または証書記載の最長お預り期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長お預り期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとし、指定された満期日から1か月以内に最長お預り期限が到来したときも同様とします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳記載または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳記載または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を4.(1)により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
- (4) ①この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。
 - ② 複利型においては、預入日の1年後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前①の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を前記2.(1)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合を含みます。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳、または証書とともに提出してください。
- (4) 前(2)および前(3)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

通帳式の場合、この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で自

動振替による預入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座（以下「別口座」といいます。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）当該振替金額を入金することがあります。

6. 証書の効力

証書式の場合、この預金について、最長お預り期限に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

7. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上

2024年4月1日現在